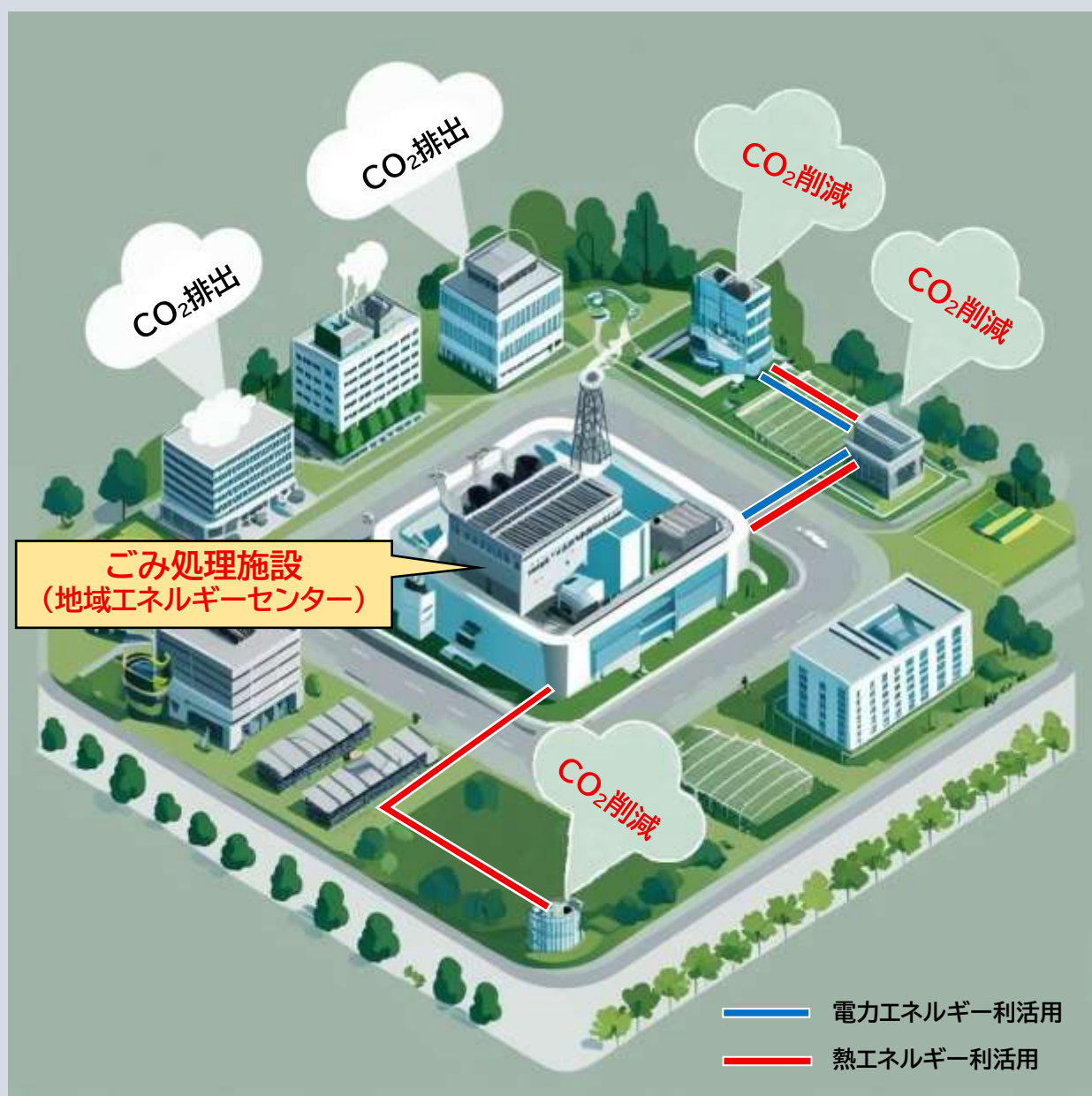


令和7年度

二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金

(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)



執行団体 一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業※

廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源のCO₂の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進めるとともに、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域で利活用することによる低炭素化の取り組みを支援することを目的としています。

※この事業は、地域における資源循環と再生可能エネルギーの活用を促進するため、エネルギー対策特別会計を活用して実施される施策です。廃棄物処理施設を中心に、地域資源の有効活用とエネルギーの自立を目指す取り組みを支援します。

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会(以下「技管協」)という。)は、環境省から当該補助金交付事業の執行団体として採択されました。

！この補助金の特徴！

- 補助率が 1/3、1/2、一部全額補助など高率
- 申請が公募申請、交付申請の2段階でなく、交付申請のみで簡素でスピーディ
- 初年度交付決定時に全事業年度分を一括採択
- 事業契約は、原則、交付決定日以降
- 工事の終了は、原則、2月末まで

次の5つの事業を支援します！

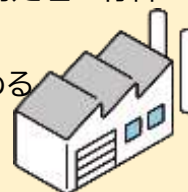
(1)エネルギー回収型廃棄物処理施設新設事業（対象：市町村等）

廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の構築を図る、環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の**新設**に関する事業です。

「補助率：対象設備により 1/3又は1/2」

<補助対象事業の要件>

- ① エネルギー回収率 22.0%以上(規模による)の施設を整備するもの
- ② 施設の長寿命化のための施設保全計画を策定
- ③ あらかじめごみ処理の広域化・施設の集約化、PFI 等の民間活用、廃棄物処理の有料化について検討及び一般廃棄物会計基準の導入を行うこと
- ④ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条に定める設備認定を受けて売電を行わないこと
- ⑤ エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルに適合するもの



<補助対象期間>

応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間が**複数年度(事業契約の年度を含めて最長5年)**の応募を行うことができます。

<補助金の交付を申請できる者>

人口5万人以上又は面積 400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する**市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体**のうち、循環型社会形成推進地域計画を策定し、**環境大臣の承認を得た者**です。

ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域(一部事務組合の場合、構成市町村の 1/2 以上)を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象となります。



(2)エネルギー回収型廃棄物処理施設改良事業 (対象:市町村等)

廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の構築を図る、環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の**基幹改良**に関する事業です。

「補助率: 1/2」

<補助対象事業の要件>

- ① あらかじめ延命化計画を策定している施設の基幹的設備を改良するもの
- ② 二酸化炭素の排出量が5%以上削減されるもの
- ③ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条に定める設備認定を受けて売電を行わないこと
- ④ 地域計画を作成し、都道府県を通じて、環境大臣に提出すること
- ⑤ 廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアルに適合するもの



<補助対象期間>

応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間が**複数年度(事業契約の年度を含めて最長5年)**の応募を行うことができます。

<補助金の交付を申請できる者>

人口5万人以上又は面積 400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体のうち、循環型社会形成推進地域計画を策定し、環境大臣の承認を得た者です。

ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域(一部事務組合の場合、構成市町村の 1/2 以上)を含む場合には人口又は面積にかかわらず対象となります。

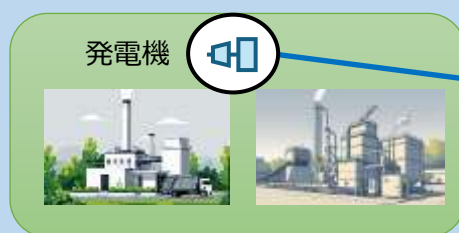


(3)廃棄物発電電力利活用設備導入事業 (対象:地方公共団体・民間事業者等)

廃棄物発電により生じた電力を利活用するための電線、変圧器等の設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業で次のものが対象となります。

- ① EV 収集車・船舶(同規模かつ同等仕様の最新燃費基準に適合したディーゼル収集車・船舶、ガソリン収集車・船舶、重油収集船舶の価格との差額) : 3/4 補助
- ② 給電蓄電システム等 : 1/2 補助
- ③ 電気供給設備、電気需要設備(自営線、受変電設備、付属設備) : 1/2 補助
- ④ 発電設備を系統と連携するための費用
(廃棄物処理施設から特定した需要施設に電力を供給する場合に限る。) : 1/2 補助
- ⑤ 需要施設側の蓄電池設置のための費用
(廃棄物処理施設から供給された電力を蓄電する場合に限る。) : 1/2 補助
- ⑥ 廃棄物発電により生じた電力を制御するために必要な通信・制御設備等設置のための費用
(エネルギーマネジメントシステム) : 1/2 補助

<事業イメージ> ※電力利活用事業イメージ例を参照



EV 収集車を導入し、
発電した電力で充電

<補助対象事業の要件>

- ① 循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿った事業であること
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設、又は第9条の3の規定による届出がなされた施設、並びに第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設から発生する電力を利活用する事業であること
- ③ 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、電力の利活用先について合理的な検討がなされていること
- ④ 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から、当該事業の効率性が高い事業であること
- ⑤ 断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものであること
- ⑥ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条に定める発電事業計画の認定を受けて売電を行わないこと。なお、上記②の施設から直接自営線により給電を行う場合はこの限りではない
- ⑦ 産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること
- ⑧ 当該事業の実施において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者によって処理されること
- ⑨ 産業廃棄物処理施設の事業の実施主体は、現在、優良産廃処理業者の認定を受けているか、補助事業申請から6年以内に優良産廃処理業者として都道府県知事または政令指定都市市長の認定を受ける旨の誓約書を提出すること

<補助対象期間>

補助事業の実施期間は、**単年度**です。

※7年度は、補助事業の実施期間が複数年度の国庫債務負担行為事業の公募はありません。

＜補助金の交付を申請できる者＞

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者です。

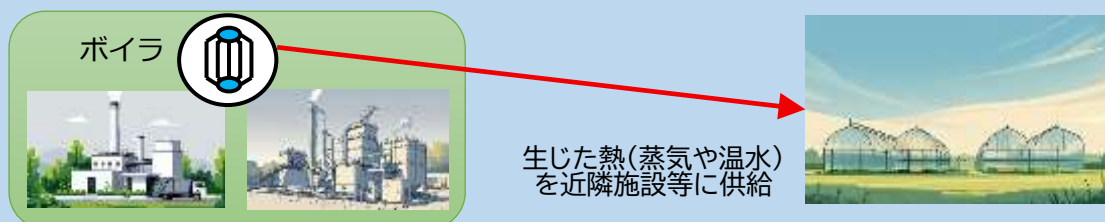
- ・民間企業
（EV収集車・船舶の導入については収集事業の用に供する者とし、EV収集車の導入についてリースによる場合は収集事業の用に供する者と貸渡しを業とする者の両者の申請とし、代表申請者は貸渡しを業とする者とし、）
- ・地方公共団体
（EV収集車・船舶の導入については収集事業の用に供する者とし、EV収集車の導入についてリースによる場合は収集事業の用に供する者と貸渡しを業とする者の両者の申請とし、代表申請者は貸渡しを業とする者とし、）
- ・独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ・その他環境大臣の承認を得て技管協が適当と認める者

(4) 廃棄物処理熱利活用設備導入事業（対象：地方公共団体・民間事業者等）

廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための熱導管等設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備を導入する事業で次のものです。

- ① 熱供給設備、熱需要設備（熱交換器、熱導管、ポンプ、バックアップ用温水ボイラ）：**1/2 補助**
- ② ビニールハウス等の簡易的な建屋：**1/2 補助**
- ③ 廃棄物処理により生じた熱を制御するために必要な通信・制御設備等（エネルギーマネジメントシステム）：**1/2 補助**

<事業イメージ> ※熱利活用事業イメージ例を参照



<補助対象事業の要件>

- ① 循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿った事業であること
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設、又は第9条の3の規定による届出がなされた施設、並びに第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設から**発生する熱を利活用する事業**であること
- ③ 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、**熱の利活用先**について合理的な検討がなされていること
- ④ 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から、当該事業の効率性が高い事業であること
- ⑤ 断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものであること
- ⑥ 産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること
- ⑦ 当該事業の実施において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者によって処理されること
- ⑧ 産業廃棄物処理施設の事業の実施主体は、現在、優良産廃処理施設の認定を受けているか、補助事業申請から6年以内に優良産廃処理業者として、都道府県知事または政令指定都市市長の認定を受ける旨の誓約書を提出すること

<補助対象期間>

補助事業の実施期間は、**単年度**です。

※7年度は、補助事業の実施期間が複数年度の**国庫債務負担行為事業の公募はありません。**

<補助金の交付を申請できる者>

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者です。

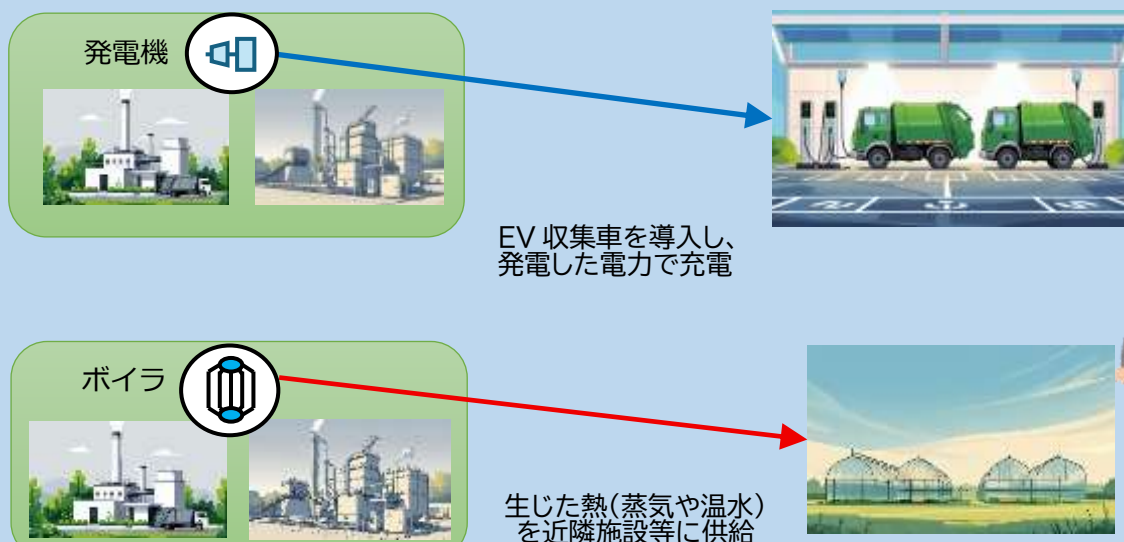
- ・ 民間企業
- ・ 地方公共団体
- ・ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ・ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ・ その他環境大臣の承認を得て技管協が適当と認める者

(5)廃棄物処理熱等有効利用実現可能性調査（対象：地方公共団体・民間事業者等）

廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域において有効利用するために、熱や電力を利活用する設備設置に対する余熱見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性を調査する事業です。

補助率：定額、ただし、算出された額が 1,500 万円を超える場合は **1,500 万円を上限**

<事業イメージ> ごみ処理施設で発電した電力や発生した熱を実際に利活用できるかを調査



<補助対象事業の要件>

- ① 循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿った事業であること
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設又は受ける予定の施設、第9条の3の規定による届出がなされた施設又は届出を予定している施設、並びに第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設から**発生する電力や熱を利活用**する予定の事業であること
なお、一般廃棄物と産業廃棄物を同時に処理を行う施設の内、産業廃棄物処理施設の許可を得ていない施設から発生する熱や電力を利用する予定の事業の場合には、一般廃棄物の処理責任を有する地方公共団体との共同申請であること
- ③ 施設整備事業の実施に際しては計画が確実かつ合理的であること。特に、**熱及び電力の利活用先**の合理的な検討を行い、**地域の活性化等を図る見込みがあること**

- ④ 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から、当該事業の効率性を高く見込める事業であること
- ⑤ 産業廃棄物処理施設からのエネルギー利活用事業の実施主体には、現在、優良産廃処理業者の認定を受けているか、補助事業申請から6年以内に優良産廃処理業者として都道府県知事または政令指定都市市長の認定を受ける旨の誓約書を提出することを前提とする
- ⑥ 設備設置等の事業の実施において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者によって処理されるものであること

<補助対象期間>

補助事業の実施期間は、**単年度**です。

<補助金の交付を申請できる者>

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者です。

- ・ 民間企業
- ・ 地方公共団体
- ・ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ・ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ・ その他環境大臣の承認を得て技管協が適当と認める者



留意事項

1. 応募書類に虚偽の内容を記載した場合や事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置を取ることがあります。
2. 補助対象経費については、交付規程に詳細に記載されていますので、交付規程を確認してください。
3. 事業に必要な用地の確保に要する経費、予備品費及び事業実施中に発生した事故などの処理に要する経費は補助の対象とはなりません。また、官公庁等への申請、届け出に係る経費、補助事業への応募及び申請などに係る経費など事業に直接関わらない経費等も補助の対象となりません。加えて地方公共団体の職員の人件費も補助の対象となりません。
4. 補助金の原資が、エネルギー特別会計ですので、エネルギー起源の二酸化炭素の削減量を明確な根拠をもって、推計することができることを示す必要があります。また、会計検査院による実地検査が行われることがあります。
5. 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間又は※1に示す財産を取得した場合は※2の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、技管協の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

※1:不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他環境大臣が定める財産

※2:減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間
6. 取得した財産等は、取得財産等管理台帳を整備し、管理状況を明らかにするとともに、補助事業で整備したことを明示しなければなりません。また、補助事業の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付、担保にしようとするときは、あらかじめ、技管協の承認が必要となります。なお、場合によっては、補助金の返還が必要となります。



補助事業の申請について

- ◆ (1) 新設事業、(2) 改良事業は、電子メールで申請してください。
- ◆ (3) 電力利活用設備導入事業、(4) 熱利活用設備導入事業、(5) 実現可能調査は、jGrants（補助金申請システム）または電子メールで申請してください。
※詳細は、公募要領をご確認ください。

jGrants で申請する場合（G ビス ID が必要です！） ※（3）（4）（5）事業のみ
下記 URL を参照し、上部タブの「補助金を探す」から
「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」を検索してください。
<https://www.jgrants-portal.go.jp>

電子メールで申請する場合 ※（1）（2）（3）（4）（5）事業共通
技管協ホームページから、必要な様式をダウンロードして申請書類を作成し、PDF 化した後にパスワード付きの ZIP ファイルとし、電子メールにて送付先に記載したアドレスまで送信してください。

事業検討のご相談等について

下記協会の補助事業担当にお問合せください。

執行団体：一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会

<https://jaem.or.jp>

TEL:044-742-6228

FAX:044-742-6269

MAIL:hojyo-01@jaem.or.jp

